

平成18年度 第1回埼玉県NPO懇話会 会議録要旨

平成18年4月28日(金)

13:30~16:30

埼玉県知事公館 中会議室

出席者

野島委員(座長)、望月委員(副座長)、石井委員、柴田委員、村重委員、永田委員、若山委員、安田委員、鷺巣委員、真下委員

(1)平成17年度NPO活動推進課事業の報告について

事務局説明

石井委員

NPOにとって、これだけの県の施策があるのはありがたい。是非、オフィスプラザのような施設を県内にあと何カ所か設置して欲しい。この支援によって、NPO活動の成長も著しいものとなるはずである。

(2)平成18年度NPO活動推進課事業の概要について

事務局説明

望月委員

「NPOと連携した出前講座」とは、NPOとタイアップして実施するものと解釈してよいか。

事務局

詳しいことは現在企画中である。これまでの「県政出前講座」は、当課の職員が講師となって入門的な内容を行ってきたが、新しい講座では当課とNPO活動実践者と共催で実施していきたい。

望月委員

「知恵と汗によるマンパワー事業」とは予算0円の事業の呼称なのか、それとも一般的な表現か。

事務局

予算0円事業の呼称である。

鷺巣委員

基金は平成16年度に1億円の原資を積み立てたが、毎年2千万円以上取り崩していくと、単純に5年でなくなってしまう。その後はどうするのか。

事務局

基金の原資は5年で使い切ってしまうが、その分寄附金を充実させていこうと考えている。

望月委員

意見交換会については、昨年度参加させていただいたが、非常に画期的な試みである。今後、できれば意見交換会の開催機会を増やして欲しいと思う。もっといいうならば、意見交換会についても開催までのプロセスにNPOを参画させて欲しい。是非、一緒に作ってみたい。

石井委員

事務局に対して質問が2つある。

設立認証事務でNPO法人に対する現地調査等適切な指導とは何をやっているのか。

税務会計相談について、設立後しばらく経つ団体向けの経営方針、会計診断も組み入れてみたらどうか。

事務局

先程あった石井委員からの2つ質問について回答する。

住所が確認できないNPO法人の現地調査を実施している。

税務会計相談については、現在は経営初心者向けの講座について実施している。今後は来年度以降に実施する方向で、中級者以上のものも検討していきたい。

石井委員

了解した。

望月委員

スタートダッシュ事業（助成金）の中身は3月の助成運営委員会を踏まえて、どのように改正されたか。

事務局

助成運営委員会での意見を踏まえ、助成対象について、従来の事務所開設に関する費用などから、本来団体としてやりたい事業の助成へ変更した。ただし、事業に必要な備品は対象としてある。

望月委員

審査基準の検討はしていただいたのか。

事務局

審査時にNPOの活動の特徴や考え方が反映しやすいように申請書の中身を変更した。団体の将来像を具体的に示せれば評価が高くなる。採点の仕方として持ち点制は導入しないが、審査基準の中で、重要と思われる項目の評点について重みづけを行った。

望月委員

これまでは評価において、団体の（法人格取得前の）活動経緯に対する評価がなされていなかったが、どのようになったのか。

事務局

これまでも「目的の明確性」の項目において記述してもらってはいたが、今回から、過去に団体としてどのような活動をしたかということ記述することが明らかな様式に変更した。法人格取得前の活動がある団体については評価できるようになる。ただし、活動経緯がない団体を排除するものではない。

望月委員

スタートダッシュ事業とステップアップ事業は引き続き、同時に申請することができるのか。

事務局

助成の趣旨が異なることから、同時申請はできないこととした。

野島委員

助成事業については、懇話会委員の意見を踏まえて助成運営委員会でかなり改善された。主な変更点は、

- ・同時申請の廃止
- ・活動経緯の記述の追加
- ・スタートダッシュ事業の助成対象見直し
- ・広報計画の記入

などである。

石井委員

協働提案について、今回は県から示されたテーマ数が増えているが、実際の応募状況はどうなっているか。

事務局

まだ、応募を締め切ったわけではないが、今のところ県が設定したテーマに沿った応募が多い傾向である。

(3) NPO活動促進基本方針(仮称)骨子について

事務局説明

望月委員

団塊の世代に関する記述が増えているが、「企業とのお見合い」など「企業」だけに言及し、「公務員」の取り扱いが無いと感じる。教員を含めた県職員の定年退職者の地域への還流策については何か含みを持たせる必要があるのではないかと感じる。「企業」という言葉でなく、公務員を含めた広義的な言葉に置き換えた方がよいと感じた。

野島委員

ここについては素案作成の中で検討してもらおうということによいのではないかと感じる。

鷲巣委員

望月委員のご指摘はもっともである。公務員の定年退職者にはNPOの事務作業に参入して欲しいと感じている。役所を理解している方は役所対応にも慣れている。役所とのコミュニケーションが進めば、NPO活動も一層活発になる。「職員の理解」の箇所で、是非盛り込んでいただきたい。

野島委員

P 2 1 に中にそのまま盛り込めるかどうかは分からないが、検討をしていただきたい。

柴田委員

付属資料の網掛け部分はどういう意味か。例えば、「大学などとの連携」の重要度はどれほどのものか。

事務局

P 1 8 の「3つの重点的な取組」とそれに関連するものについて網掛けした。

柴田委員

例えば、「大学などとの連携」はP 1 8のどこに関連しているのか。

事務局

P 1 8 の「3つの重点的な取組」にはないが、協働ルールの確立のプロセスにおいても大学との連携が必要になってくる。この辺りについては今後、整合性をとることにする。

柴田委員

付属資料の 、 について、P 1 7 の（「3つの重点的な取組」）との整合性はどうなっているのか。

事務局

施策の目玉的なものという観点と実施時期的な優先順位の観点から「3つの重点的な取組」を抽出した。 、 も重要であるが、付属資料の一覧表は再度精査して整合性を図りたい。

柴田委員

「3つの重点的な取組」は確かに現状を踏まえてのことだと思う。現在ある多くのNPOに共通している問題は経営状況が厳しいということである。そのために、NPOに対してチャンスを提供して欲しい。そこを考えていくと、例えば大学や企業との連携の場を是非作っていただきたい。付属資料の網掛けについても可能な限り早期に着手していただければと思う。

望月委員

P 1 8 にある「協働マニュアル」とは、行政にとってのものか。それともNPOと行政と共有するものか。例えば、NPOに対する助成事業の審査において、NPO活動推進課では可能な限り透明性を出そうとしている。しかしながら、他の部署ではそうでないところもある。税金を使う以上、透明性の確保できない審査はあってはならないものである。「協働のマニュアル」が行政にとってのマニュアルを含むのなら、そのことも盛り込むことが必要と考えるが。

事務局

「協働マニュアル」は行政にとっても、NPOにとっても利用できるようなものを考えている。

望月委員

それであれば、そのための意見交換会も必要になってくる。

事務局

地域創造センター単位での意見交換会などで盛り込んでいきたい。

(4)その他

- ・ NPO基金への寄附に係る団体希望制度導入について
事務局説明

野島委員

このシステムを導入するかどうかの議論を行っていただきたい。

村重委員

NPO基金創設時に、すでにこの議論はあった。認定NPOへの寄附は税控除ができるから別として、NPOにとってはよい制度である。先例があるのだから、寄附者の意向を尊重するためにも早期に調整を行い、是非実施して欲しい。税務当局には、寄附者や納税者の意向として伝えてほしい。

野島委員

非常にタイムリーな制度だと思う。

望月委員

団体指定とは、ある企業があるNPOに対して寄附を考えた時に、NPO基金を通して寄附をするという考え方でよいのか。税控除のメリットはどのくらいあるか。

事務局

法人においては、寄附金は損金として控除される。

石井委員

今までに、寄附者の中に団体を指定してきた方がいるのか。

事務局

昨年度は総額で350万円の寄附をいただいたが、県の担当者が企業に寄附を募る際、是非この団体に寄附したい、という話を幾つかいただいたことはある。

安田委員

基金はこのままいくと枯渇するので、留保分を多くした方がよいが、寄附者としては自分の意向を反映したいだろうから、それほど多くはできない。だとすれば、基金の維持という面ではこの制度は解決にならないのではないか。

望月委員

基金は使い切りであって、維持が目的ではないということではないか。基金と今の問題は別問題だが、税によって保たれるNPO基金は将来的にはやめるべきである。NPOが自助努力によりその活動を充実させれば、信頼を確保することとなる。そうなれば、企業からの寄附も自ずと増えるはずである。そういった方向に変化させていくことが大切だと考える。

柴田委員

団体指定に対して、指定されたNPOからの応募がなかった場合はどうなるのか。

事務局

指定された団体には、基本的に「貴団体に寄附の指定があった」という話を通し、応募してもらうようにする。実際に寄附金を該当団体に助成するにあたっては、基金の事業として審査会を実施し、そこで了承されれば該当団体に助成する。あくまで、基金から事業への助成である。

柴田委員

団体からの意思表示がない場合にはどうするのか。

石井委員

あらかじめ、NPOがやりたい事業をPRすれば基金に寄附が集まり、それが事業に助成される、という流れができるということではないか。

望月委員

企業からNPOへの(資金の)トンネルにならないように審査会を設けてある。行政が間に入ることで、企業に対する信用ができるというメリットもある。

柴田委員

事務局における事務作業が年度をまたいでしまうと、タイムラグが生じてしまうが、何らかの対処は考えてあるのか。

事務局

できる限りそうならないように、審査会の回数を増やすことは考えている。年3回の交付をしている他自治体の例もあり、タイムラグを少なくするよう今後検討したい。

村重委員

国税との調整はいつから行うのか。またそのポイントを示していただきたい。

事務局

浦和税務署との調整はすでに開始している。その中で、2つのポイントが示された。

トンネル寄附にならないようにする。

助成にあたって、審査会を実施する。

基本的にはこの2つがクリアできれば実施してよい、ということであった。

望月委員

県の単年度予算はNPOにとっては大きなネックである。特別枠として、平成18年度の審査会で予算が認められ、実際には平成19年度になってから事業を実行できる仕組みを作ることはできないものだろうか。単年度予算の弊害を崩すきっかけになると思うが、特区的な発想ができれば面白いと思う。

石井委員

企業が寄附する際の税控除の上限があるようだが、団体希望の場合はどのようにするのか。

事務局

税法で定められているものが適用される。

柴田委員

このシステムを使えるのはNPO法人だけなのか。任意団体も含めるなどして弾力性を持たせることも考えてはどうか。例えば、NPO団体の連合体への寄附も考えたらどうか。

野島委員

これまでの2つの助成事業は「事業助成」であって「団体助成」ではない。連合体への寄附となると、「団体助成」という別の制度の話になってしまう。

柴田委員

制度を設計する上では、「事業助成」の方が分かりやすいと思う。

石井委員

事業助成ということであれば、ステップアップ、スタートダッシュ事業には団体設立年月日に制限があったが、このシステムには制限をかけないでいただきたい。

事務局

特に問題はないと思う。

・ 県税の一定割合をNPO支援に使用する制度に関するアンケートについて
事務局説明

柴田委員

アンケートで方向性が出ないということで、ペンディングということか。

村重委員

確かに、この制度は色々な面でまだ課題が多いとは思う。

柴田委員

市町村の事務量が増える、ということであるが、それが課題なのか。

事務局

長野県の試算では、500円集めるのに1100円のコストがかかるということであった。

石井委員

コストの問題であれば、最近は税の申告もパソコンでできるようになったが、税の用途指定もパソコンからできるような仕組みになれば、いずれは実現するということが。

柴田委員

市川市では実施されているが、市レベルならば可能なのか。

事務局

広範な地域を対象としている人口700万、納税者300万という県のレベルでは難しいと考えている。

村重委員

IT化が進めば、事務コストに関するネックはなくなっていくと思うので、しばらくは様子見ではないか。

真下委員

県としては、県税の用途指定を導入することについて社会的合意を得られる状況ではないと考えている。団体希望制度を導入することで、NPOへの寄附に対する社会的風土を養っていく努力をしていきたい。NPO支援を進めていくにあたって、より社会的合意を得やすい制度から導入していくということで、ご理解いただきたい。

石井委員

将来的には期待している、ということは忘れないでいただきたい。

野島委員

県議会で質疑等があれば、懇話会でこうした議論があったことをきちんと伝えていただきたい。

若山委員

そもそものわが国の税制度は、税を沢山払う人が優遇を受けるという制度ではないと思う。県税の用途指定制度は、そうした趣旨に一部反する面もあるように思うので、そういう税制度の基本的観点からの議論も必要である。市町村のコストが増加するから先送りするというだけでなく、税制度の根幹を考える必要もあるので先送りにする、という結論にした方がよいのではないか。

野島先生

それでは、今の議論を踏まえて、NPO基金への寄附に係る団体希望制度導入を、早期に着手していただきたい。